

令和7年 収入金額等申立書

私は、裏面の注意事項を了承したうえで、令和7年中の収入金額等について以下のとおり申立させていただきます。

(住所)

(電話)

() -

(ふりがな)

(氏名)

(生年月日)

S・H・R 年 月 日

○ 収入金額・所得金額

令和7年中の所得金額	所得の種類	① 収入金額 (円)	② 必要経費 (円)	所得金額 (①-②)
	給与 (給料・賃金) ※		——	
	雑 (公的年金等) ※		——	
	雑 (業務)			
	雑 (その他)			
	事業 (営業等)			
	事業 (農業)			
	不動産 ()			
	合 計			A

※ 給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得については、裏面の計算表により金額を算出して下さい。

○ 所得から差し引かれる金額 (市民税所得控除額)

所得から差し引かれる金額	雑損控除		勤労学生控除	
	医療費控除		障害者控除	
	社会保険料控除		配偶者控除	
	小規模企業共済等掛金控除		配偶者特別控除	
	生命保険料控除		扶養控除	
	地震保険料控除		特定親族特別控除	
	寡婦控除		基礎控除	
	ひとり親控除		所得金額調整控除	
	合 計			B

○ 備考欄 (令和7年中に収入のなかった方は、扶養者の住所・氏名等を記載して下さい。)

--

【注意事項】

- ・ この申立書は、保育料・副食費の算定に使用するものであり、所得税又は市県民税の申告書ではありません。国及び各市区町村で課税される税額とは一致しないことがあります。
- ・ 収入金額及び必要経費の記入にあたっては、できる限り正確な金額を記入して下さい。
- ・ 所得から差し引かれる金額（市県民税所得控除額）は、該当することが明らかなもののみを記入して下さい。
- ・ 収入金額が0円以外の方及び基礎控除以外の市町村民税所得控除額があると思われる方については、保育料・副食費算定において不利になる場合がありますので、市県民税の申告を行ってください。
- ・ この申立により保育料・副食費を決定した後に、所得税又は市県民税の申告等により課税された場合、その税額によっては保育料・副食費の額が変更となることがあります。

【参 考】

◎ 給与所得金額計算表

給与等の収入金額（円） $\textcircled{A}$	給与所得の金額（円）	
651,000 未満	0	
651,000～1,899,999	$\textcircled{A} - 650,000$	
1,900,000～3,599,999	$\textcircled{A} \div 4$ (千円未満端数切捨て)	$\times 2.8 - 80,000$
3,600,000～6,599,999		$\times 3.2 - 440,000$
6,600,000～8,499,999	$\textcircled{A} \times 0.9 - 1,100,000$	
8,500,000 以上	$\textcircled{A} - 1,950,000$	

◎ 公的年金等の雑所得の金額計算表

○ 受給者の年齢が 65 歳以上の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（円）		
		10,000,000 以下	10,000,001～20,000,000	20,000,001～
公的年金等の収入金額 $\textcircled{B}$	3,300,000 未満	$\textcircled{B} - 1,100,000$	$\textcircled{B} - 1,000,000$	$\textcircled{B} - 900,000$
	3,300,000～4,099,999	$\textcircled{B} \times 0.75 - 275,000$	$\textcircled{B} \times 0.75 - 175,000$	$\textcircled{B} \times 0.75 - 75,000$
	4,100,000～7,699,999	$\textcircled{B} \times 0.85 - 685,000$	$\textcircled{B} \times 0.85 - 585,000$	$\textcircled{B} \times 0.85 - 485,000$
	7,700,000～9,999,999	$\textcircled{B} \times 0.95 - 1,455,000$	$\textcircled{B} \times 0.95 - 1,355,000$	$\textcircled{B} \times 0.95 - 1,255,000$
	10,000,000 以上	$\textcircled{B} - 1,955,000$	$\textcircled{B} - 1,855,000$	$\textcircled{B} - 1,755,000$

○ 受給者の年齢が 65 歳未満の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（円）		
		10,000,000 以下	10,000,001～20,000,000	20,000,001～
公的年金等の収入金額 $\textcircled{B}$	1,300,000 未満	$\textcircled{B} - 600,000$	$\textcircled{B} - 500,000$	$\textcircled{B} - 400,000$
	1,300,000～4,099,999	$\textcircled{B} \times 0.75 - 275,000$	$\textcircled{B} \times 0.75 - 175,000$	$\textcircled{B} \times 0.75 - 75,000$
	4,100,000～7,699,999	$\textcircled{B} \times 0.85 - 685,000$	$\textcircled{B} \times 0.85 - 585,000$	$\textcircled{B} \times 0.85 - 485,000$
	7,700,000～9,999,999	$\textcircled{B} \times 0.95 - 1,455,000$	$\textcircled{B} \times 0.95 - 1,355,000$	$\textcircled{B} \times 0.95 - 1,255,000$
	10,000,000 以上	$\textcircled{B} - 1,955,000$	$\textcircled{B} - 1,855,000$	$\textcircled{B} - 1,755,000$